

お客様各位

平成 25 年 7 月 18 日

瀬戸信用金庫

売上代金に係るでんさいの受取書(領収書)の印紙税法上の取扱いについて

株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」と言います。)より、標記の件についての回答を受けましたのでご案内いたします。

なお、でんさいネットホームページ「よくある質問」(<http://www.densai.net/faq>)も併せてご覧ください。

記

質問	回答
商品代金としてでんさいを受け取る場合には、領収書を発行する必要はありますか。	領収書を発行するか否かは当事者間の取り決め次第であり、必ずしも領収書を発行する必要はありません。 領収書を発行しない場合、記録事項の開示で対応することが考えられます。ただし、譲渡記録ででんさいを受け取り、その後、受け取ったでんさいを他の利用者に譲渡したケースでは、譲渡記録が閲覧できなくなる可能性がある点、ご注意ください。
商品代金としてでんさいを受け取る際に領収書を発行した場合、当該領収書に収入印紙を貼付すべきでしょうか。	商品代金としてでんさいを受け取る際に領収書を発行した場合には、当該領収書に収入印紙を貼付する必要はありません。 商品代金として受け取るでんさいは、電子記録債権であり、金銭や有価証券ではないため、でんさいを受け取る際に領収書を発行した場合であっても、当該領収書は印紙税法上の課税文書に該当しないためです。 なお、でんさいを受け取る際に発行する領収書であっても、「 上記金額をでんさいで受領いたしました。 」などでんさいで受け取った旨の記載がない場合には、印紙税法上の課税文書(第17号の1文書)に該当します。

※でんさいネットホームページ「よくある質問」へは、当金庫でんさいサービスの「よくある質問」から移動が可能です。

【本件に関するお問い合わせ先】

でんさいネット

03-5252-3595

(音声ガイダンス番号「1. 一般のお客様」)

<http://www.densai.net/>

【操作に関するお問い合わせ先】

瀬戸信用金庫 でんさいサービス担当

でんさいここに

0120-103-192



※携帯・自動車電話・PHSからもご利用になれます。

<http://www.setoshin.co.jp/>